



### 4 生活保護

#### 4-2 扶助の種類

生活保護には、次のような扶助があり、必要に応じて給付されます。

#### ● 生活保護の種類

扶助の種類	内容
生活扶助	衣食その他の日常の需要を満たすために必要な費用
住宅扶助	家賃、地代及び住宅の補修その他住宅の維持のために必要な費用
教育扶助	義務教育に伴って必要な給食、学用品等の費用
介護扶助	介護サービスを受けるための費用
医療扶助	病院、診療所等医療機関において、診療を受けるための費用、薬剤等の費用
一時的援助	<p>特別な必要に応じて、次の扶助がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出産扶助: 分娩のための入院料や衛生材料費用</li> <li>生業扶助: 小規模の事業開始のための費用や、技能を身につけるための費用など</li> <li>葬祭扶助: 火葬や遺体運搬費用など</li> <li>臨時的扶助: おむつ、寝巻などの被服費、災害により失った炊事用品や食器等、特別に必要な交通費、家屋の修理費、転居に必要な敷金等や、小・中学校に入学するときの準備費用など</li> </ul> <p>※支給には一定の要件、金額の限度あり</p>



ふじよ しゅるい 扶助の種類	ないよう 内容
た えんご その他の援護	<ul style="list-style-type: none"><li>すいどうりようきん き ほんりようきん めんじよ ・ 水道料金(基本料金)の免除</li><li>こうつうさいがいきようさいかけきん めんじよ ・ 交通災害 共済掛金の免除</li><li>ち かてつ むりようじょうしゃけん こうふ ・ バス、地下鉄の無料 乗車券の交付</li><li>こくみんねんきん ほ けんりよう めんじよ ・ 国民年金保険料の免除</li><li>ほうそうじゅしんりよう めんじよ ・ NHK放送受信料の免除</li></ul>